

茨城工業高等専門学校教員業績評価規則

令和8年2月16日
制 定

(目的)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に勤務する教員について、一定期間における職務の遂行状況を適切かつ多面的に把握し、教員一人ひとりの成長及び人材育成を図るとともに、本校の教育、研究、社会貢献及び学校運営の充実並びに質の向上に資することを目的として、教員業績評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の基本的考え方)

第2条 教員業績評価（以下「評価」という。）は、一定期間における職務上の取組及び成果に基づき実施するものとし、人格又は性格を評価するものではない。

2 評価は、多面的な資料及び面談を踏まえ、総合的に実施するものとする。

(対象者)

第3条 評価の対象者は、本校に在職する常勤の教員とする。

(評価の実施)

第4条 評価は、毎年度2回実施するものとする。

2 評価期間、実施時期その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める実施要領によるものとする。

(配慮事項)

第5条 出産、育児、介護、疾病その他やむを得ない事情により勤務しない期間を含む教員の評価に当たっては、その事情に十分配慮するものとする。

(評価の構成)

第6条 評価は、次の各号に掲げる事項を総合して実施するものとする。

- 一 自己評価及びこれに基づく面談評価
- 二 教職員による評価
- 三 学生による評価

(総合評価)

第7条 校長は、前条各号に掲げる評価の結果及びその他必要な資料を踏まえ、教員の総合評価を実施するものとする。

2 前項の総合評価は、各評価の反映割合をあらかじめ数値で定めることなく、総合的な観点から

実施するものとする。

- 3 総合評価は、5段階による絶対評価として実施するものとし、評価区分ごとの人数の割合は定めない。ただし、評価結果の通知に当たっては、全体的な分布状況を参考情報として示すものとする。

(評価結果の通知及び意見申出)

第8条 校長は、前条の総合評価を確定した後、速やかに当該教員に評価結果を通知するものとする。

- 2 教員は、評価結果に事実誤認等があると認める場合に限り、理由を明示して校長に意見を申し出ることができる。
- 3 校長は、前項の意見申出があった場合には、必要な確認を行い、必要に応じて評価の修正その他の措置を講じ、その結果を当該教員に通知するものとする。

(評価結果の反映)

第9条 校長は、評価結果を教員の人材育成及び処遇に反映させるものとする。

(個人情報の取扱い)

第10条 評価に関する情報は、個人情報として適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (令和8年2月16日制定)

- 1 この規則は、令和8年2月16日から施行し、令和7年10月1日から適用する。
- 2 茨城工業高等専門学校教員人事評価規則（令和5年1月13日制定）及び茨城工業高等専門学校評価領域の評価に関する要項（令和5年1月13日制定）（以下「従前規則等」という。）は、令和8年3月31日限り廃止する。
- 3 この規則の適用日以後に生じた事項については、この規則の規定を優先して適用する。ただし、令和8年3月31日までの間において、業務運用上、なお従前規則等の規定を根拠として取扱う必要がある事項については、その必要の限度で当該規定を適用する。